

環自国発第100401002号
平成22年4月1日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

自然公園法第67条第2項に規定する関係行政機関の長について

今般、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、標記の件について別記のとおり定めたので通知します。

これに伴い、「自然公園法第55条第2項に規定する関係行政機関の長について」（平成15年5月28日付け環自国発第030528003号環境省自然環境局長通知）は廃止します。

(別記)

自然公園法第67条第2項に規定する関係行政機関の長

要協議案件 関係行政機関の長	特 別 区 域 の 拡 指 張 又	特 定 又 は 保 護 区 域 の 拡 指 張	海 域 又 は 公 園 区 域 の 拡 指 張	利 用 又 は 調 整 区 域 の 拡 指 張	備 考
内閣総理大臣（内閣府）	○	○	○	○	沖縄県の場合に限る。
財務大臣（財務省）	○	○		○	財務省所管国有地に係る場合に限る。
文部科学大臣（文部科学省）	○	○	○	○	「海域公園地区の指定又は区域の拡張」以外は、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。
農林水産大臣（農林水産省）	○	○	○	○	
経済産業大臣（経済産業省）	○	○	○	○	
国土交通大臣（国土交通省）	○	○	○	○	
防衛大臣（防衛省）		○	○	○	

(備考) この表において、要協議案件の欄ごとに○印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこと。